閣総第 976 号— 2 令和 3年 11 月 18 日

福田 護 様 及び 請求者目録記載の者 各位

> 内閣総理大臣 岸 田 文



情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する 次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に 諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称		
1 杉田和博官房副長官ないし内閣官房職員と内閣府との間におけるやりとりを記録した文書 2 2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書 3 内閣総理大臣が、日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して受領ないし確認した文書 4 その他一切の文書 (1)開示決定等の日付・記号番号令和3年5月24日・閣副第790号(2)開示決定等した者内閣官房副長官補藤井健志(3)開示決定等の種類不開示決定 (1)審査請求日令和3年8月20日(同日受付)(2)審査請求の趣旨原処分を取消すとの裁決を求める。	1 審査請求に係る行政文書の名称	2020 年の日本学術会議会員の任命に関する以下の1ないし
間におけるやりとりを記録した文書 2 2020年12月11日開催の参議院予算委員会理事懇談会において提出された文書 3 内閣総理大臣が、日本学術会議が推薦した会員候補者105名の任命に関して受領ないし確認した文書 4 その他一切の文書 (1)開示決定等の日付・記号番号令和3年5月24日・閣副第790号 (2)開示決定等した者内閣官房副長官補藤井健志 (3)開示決定等の種類不開示決定 (1)審査請求日令和3年8月20日(同日受付) (2)審査請求の趣旨原処分を取消すとの裁決を求める。	·	4記載の文書
おいて提出された文書 3 内閣総理大臣が、日本学術会議が推薦した会員候補者 105名の任命に関して受領ないし確認した文書 4 その他一切の文書 2 審査請求に係る開示決定等 (1) 開示決定等の日付・記号番号 令和3年5月24日・関副第790号 (2) 開示決定等した者 内閣官房副長官補 藤井 健志 (3) 開示決定等の種類 不開示決定 3 審査請求 (1) 審査請求日 令和3年8月20日(同日受付) (2) 審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。		1
105名の任命に関して受領ないし確認した文書 4 その他一切の文書 2 審査請求に係る開示決定等 (1) 開示決定等の日付・記号番号 令和3年5月24日・閣副第790号 (2) 開示決定等した者 内閣官房副長官補 藤井 健志 (3) 開示決定等の種類 不開示決定 (1) 審査請求日 令和3年8月20日(同日受付) (2) 審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。		
2 審査請求に係る開示決定等(1) 開示決定等の日付・記号番号 令和3年5月24日・閣副第790号(2) 開示決定等した者 内閣官房副長官補 藤井 健志(3) 開示決定等の種類 不開示決定3 審査請求(1) 審査請求日 令和3年8月20日(同日受付) (2) 審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。		
令和3年5月24日・閣副第790号 (2) 開示決定等した者 内閣官房副長官補 藤井 健志 (3) 開示決定等の種類 不開示決定 3 審査請求 (1) 審査請求日 令和3年8月20日(同日受付) (2) 審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。		4 その他一切の文書
(2) 開示決定等した者 内閣官房副長官補 藤井 健志 (3) 開示決定等の種類 不開示決定 3 審査請求 (1) 審査請求日 令和3年8月20日(同日受付) (2) 審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。	2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付・記号番号
内閣官房副長官補 藤井 健志(3)開示決定等の種類 不開示決定3 審査請求(1)審査請求日 令和3年8月20日(同日受付) (2)審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。		令和3年5月24日・閣副第790号
(3) 開示決定等の種類不開示決定 3 審査請求 (1)審査請求日		(2) 開示決定等した者
不開示決定 3 審査請求 (1)審査請求日 令和3年8月20日(同日受付) (2)審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。	÷	内閣官房副長官補 藤井 健志
3 審査請求(1)審査請求日 令和3年8月20日(同日受付)(2)審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。	·	(3) 開示決定等の種類
令和3年8月20日(同日受付) (2)審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。		不開示決定
(2)審査請求の趣旨 原処分を取消すとの裁決を求める。	3 審査請求	(1)審査請求日
原処分を取消すとの裁決を求める。		令和3年8月20日(同日受付)
		(2)審査請求の趣旨
4 諮問日·諮問悉号		原処分を取消すとの裁決を求める。
1443年77月6日,1443年(1]相)始间第165	4 諮問日・諮問番号	令和3年//月/8日・令和3年(行情)諮問第46号

担当課等: 内閣官房内閣総務官室(調整担当) 〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1

Tot 03-5253-2111 (内線 85160)